

長崎県労働基準監督署は県立大学の違法な労働管理の是正を行政指導中……………(その3)

もちろん、どのような勤務の仕組みでそのような教育制度の改善が可能となったのかについては今後労基署の調べで明らかになってくるものと思われまますので、追って長崎県立大学の新教育体制については掲載したいと思います。

本日、情報公開により取得された県立大学の「是正報告書」の写しについて、提供を受けることができましたので掲載します。

「是正報告書」によれば今年 1 月から教員の労働管理を時間管理で行うと労基署に報告しています。各教員は毎月各週の勤務時間を「勤務時間報告書」に記載して事務に提出し、それを転記した賃金台帳を整備して、残業などの時間外勤務の賃金を支払う、という仕組みに変更するとのこと。これまでの長崎県立大学の教員の勤務実態は週 40 時間を大幅に超えていたことは当会の調べでも明らかです。長崎県立大学が多額の時間外勤務手当の支給を覚悟して(他大学とは違って)時間管理による労働管理を採用することにしたのであればそれも一つの選択ですが、もしも、教員の勤務実態がそうでないのに各教員が週 40 時間(一日 8 時間)勤務の「勤務時間報告書」を提出していた(=行政指導中に偽りの賃金台帳を作成していた)というような違法行為があったなら……………。

しばらくは目が離せない状況のようです。